

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、プロパンガスの販売等を営むA所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、ガスボンベの配達交換作業に従事していた。

請求人によると、平成〇年〇月〇日午前11時00分頃、C営業所内のガスボンベ保管庫のドアに強く左肘をぶつけ負傷した（以下「本件災害」という。）が、当日はそのまま作業を続けたとしている。

その後、請求人は、同月〇日、D整形・形成外科クリニックに受診し、「左肘関節炎」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、平成〇年〇月〇日に監督署長に対し、本件傷病に係る療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人が主張する本件災害に関し、会社の業務日報によれば、請求人は会社の指示を受け、C営業所で作業をしていたことはうかがえる。

また、会社は、本件災害から2年以上経過後に請求人の労災請求に協力し、療養補償給付たる療養の費用請求書や負傷原因届において、業務上災害である旨記載している。

(2) この点について、社長は「団体交渉相手である組合立ち合いの中で、私は手帳などの記録を確認した上で、私はEさん(請求人)から直接特に報告を受けていないとEさん(請求人)に対して答えました。」と述べ、本部長も、「団体交渉の中で労災に関する話は出てきませんでした。最後の7回目の交渉の時に以前に労災があったとの申し出が突然出てきました。本人の申し出た負傷当時は事故報告書等は提出がされていなかったため、事故の把握はしていませんでした。事故報告書は7回目の交渉以降に遡りで作成してもらいました。」と述べていることから、会社は本件災害の発生時にはその事実を承知しておらず、組合との7回目の団体交渉後に、請求人の申し出に基づき、労災請求の手續に協力したものであると認められる。

(3) 本件災害について、請求人は、平成〇年〇月〇日付け聴取書で「ボンベを運ぶ作業をするときは1人で現場に行って作業しています。怪我をした時は全て1人での作業中でのことでした。」と述べているとおりの現認者は存在しない。

また、請求人は、同聴取書で、要旨、「左肘をぶつけて怪我したときは、その日(平成〇年〇月〇日)の内に病院に行ったのは間違い有りませんが、記録をしたものが手元にないので日付まではわかりません。日報には怪我をしたこと

は書いていません。」と述べているが、一方、平成〇年〇月〇日付け聴取書で「平成〇年〇月〇日、C営業所において、まだドアが修理されておらず、また、ドアに左肘をぶつけました。時間は、午前11時頃だったと記憶しています。当日は痛みを我慢して、作業を続けました。病院には、平成〇年〇月〇日に受診しました。」と述べており、災害発生の時期について申述には矛盾がみられる。

さらに、請求人が受傷当日と主張する平成〇年〇月〇日付けの業務日報に負傷に係る記載はなく、一件記録からは、請求人から負傷した旨の報告を受けたとする会社関係者の申述は認められない。

- (4) 医証についてみると、請求人が受診した、D整形・形成外科クリニックの診療録（平成〇年〇月〇日の欄）には「約2週間前より仕事で使いすぎのせいか左肘に痛みが出現」と記載されているが、外傷等の記載は無く、請求人の主張する出来事を推認することは困難と言わざるを得ない。

なお、F医師は「平成〇年〇月〇日初診となった『左肘関節炎』については、本件災害との因果関係は不明である。」と意見している。

以上からすると、請求人が主張する災害と本件傷病との間に相当因果関係を認めることは困難である。

- (5) したがって、療養補償給付たる療養の費用請求書において、会社は本件傷病が業務上災害によるものであるとの事業主証明を行っているものの、請求人の主張以外に本件災害の発生を確認できる資料が存在せず、また、本件災害と本件傷病との間の医学的因果関係も明らかでないため、当審査会としても請求人が主張する本件傷病が本件災害により受傷したものと認められないものと判断する。

なお、請求人は、本件災害による受傷の治療が遅れたのは、怪我を報告しても会社が労災隠しを行い、通院を認めなかったためと主張しているが、前述のとおり会社は組合交渉後、請求人の労災請求の手續に協力し、業務上災害であると事業主証明をしており、会社は団体交渉前には本件災害の事実を知らなかったとみるのが相当であり、会社が労災隠しを行っていたなどとする請求人の主張は採用できない。

- 3 以上のとおりであるので、本件傷病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。